

(趣旨)

第1条 この要綱は、須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号）第17条の規定に基づき、指名競争入札に参加することができる者（以下「指名競争入札参加者」という。）の指名等の基準について必要な事項を定めることにより、客観性並びに競争性の向上及び不正行為の防止を図り、もって公正な指名競争入札の執行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規程 須賀川市競争入札参加資格登録規程(平成30年須賀川市告示第97号)をいう。
- (2) 有資格者名簿 規程第2条に規定する名簿をいう。
- (3) 等級 規程第8条に規定する等級別格付をいう。
- (4) 上位の等級にわたれる者 規程第8条第2項に規定する客観点数に20%を加算して得た数値により直近上位の等級にわたれる者をいう。
- (5) 審査基準日 規程第4条に規定する資格審査の基準日をいう。
- (6) 手持契約 現に受注している契約で、その履行が完了していないものをいう。

(指名基準)

第3条 指名競争入札参加者を選考し、決定する場合の基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 工事の請負については、有資格者名簿に登録されている者のうち、次項に規定する等級に属する者のうちから指名する。ただし、

災害復旧のため緊急又は短期間に完成する工事、特定の機械又は技術を必要とする工事その他必要と認める工事については、本号の規定にかかわらず、有資格者名簿に登録されている者のうちから指名することができる。

- (2) 測量、設計若しくは調査の業務委託、建築物等維持管理業務の委託又は物品の買入れ及び修繕その他の契約については、有資格者名簿に登録されている者のうち、必要となる資格又は要件を満たす者から指名する。
- (3) 前2号の規定に基づき入札に参加する者を選考し、決定しようとするときは、別表に掲げる事項について留意するとともに、当該年度における指名及び発注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないように配慮するものとする。

2 等級に対応する発注の標準となる工事の請負に係る設計金額及び入札参加可能範囲は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、指名総数の2分の1を超えない範囲で直近上位の等級にわたれる者のうちから指名することができる。

- (1) 土木一式工事に係る発注の標準となる設計金額及び入札参加可能範囲

等級	発注の標準となる工事の設計金額			
	5,000万円以上	3,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満
A	○	○	○	○
B	△	○	○	○
C		△	○	○
D			△	○

注 「△」は、下位の等級の者が直近上位にわたれる場合

(2) 建築一式工事に係る発注の標準となる設計金額及び入札参加可能範囲

等級	発注の標準となる工事の設計金額			
	5,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
A	○	○	○	○
B	△	○	○	○
C		△	○	○
D			△	○

注 「△」は、下位の等級の者が直近上位にわたれる場合

(3) 舗装工事に係る発注の標準となる設計金額及び入札参加可能範囲

等級	発注の標準となる工事の設計金額			
	3,000万円以上	1,000万円以上 3,000万円未満	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
A	○	○	○	○
B	△	○	○	○
C		△	○	○
D			△	○

注 「△」は、下位の等級の者が直近上位にわたれる場合

(4) 水道施設工事に係る発注の標準となる設計金額及び入札参加可能範囲

等級	発注の標準となる工事の設計金額		
	2,000万円以上	500万円以上 2,000万円未満	500万円未満
A	○	○	○
B	△	○	○
C		△	○

注 「△」は、下位の等級の者が直近上位にわたれる場合

(5) その他工事に係る発注の標準となる設計金額及び入札参加可能範囲

等級	発注の標準となる工事の設計金額		
	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満
A	○	○	○
B	△	○	○
C		△	○

注 「△」は、下位の等級の者が直近上位にわたれる場合

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(須賀川市工事等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱の廃止)

2 須賀川市工事等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱(平成13年6月1日施行)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に行われた指名競争入札参加者の指名については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

